

資料5 事故等の再発防止のための行政指導（通達）

○降雨時の安全輸送の確保について

国鉄施第34号
国鉄安第14号
平成26年6月21日

各地方運輸局 鉄道部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

鉄道局 施設課長

安全監理官

降雨時の安全輸送の確保について

標記については、平成24年9月28日付国鉄施第95号国鉄安第35号（以下、「降雨時の安全輸送の確保」という。）により鉄軌道事業者を指導したところであるが、本日、九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線において、急激な降雨時に線路内への土砂等の崩落による列車脱線事故が発生した。

については、「降雨時の安全輸送の確保」の記3を改めて徹底するとともに、下記の事項を徹底するよう、貴管内鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 設定している運転規制の基準にかかわらず、基準を大幅に超える降雨があった場合等には、状況に応じた適切な運転規制を行うこと。
2. 必要に応じて、路線の状況を踏まえた運転規制の基準の見直しを行うこと。

国鉄施第95号
国鉄安第35号
平成24年9月28日

各地方運輸局 鉄道部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

鉄 道 局 施 設 課 長

安全監理官

降雨時の安全輸送の確保について

鉄軌道の安全輸送の確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところであるが、去る平成24年9月24日に京浜急行電鉄株式会社において、急激な降雨時に線路内へ土砂が崩落し、降雨による運転規制対象区間外で多数の負傷者が生じる列車脱線事故が発生した。

原因については、現在、運輸安全委員会により調査中であるが、同種事故の再発防止のため、当面、下記について貴管内鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 切取区間、トンネル口等線路付近の斜面において、定期検査等における健全度判定（平成19年1月16日付国鉄技第73号）により「A」判定になった箇所について、当該箇所の個別の状況を踏まえ、降雨の状況に応じた必要な運転規制を実施できる体制となっていることを確認すること。
2. 切取区間、トンネル口等線路付近の斜面において、1. の健全度判定で「B」又は「C」の判定になっている箇所について、運転規制対象区間外となっている場合は、最近の局所的な豪雨を考慮し、降雨の状況に応じた必要な運転規制の見直しを行うこと。
3. 降雨時においては、自ら設置した雨量計の観測値と併せ、気象庁、当省防災情報センター、当省水管理・国土保全局等の気象情報を有効活用することにより、鉄軌道沿線の降雨状況の把握及び監視体制の充実を図り、適切な運転規制を行うこと。
<参考> 気象庁（アメダス情報等）：<http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>
防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
：<http://www.jma.go.jp/jp/contents/index.html>
水管理・国土保全局（XRAIN[Xバンド MPレーダー雨量情報]）
：<http://www.river.go.jp/xbandradar/index.html>
4. 1～3については、後日報告を求める。